

平成二十三年内閣府・財務省令第四号

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
法第八章に規定する預金保険機構の業務の
特例等に関する命令

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法
(平成二十三年法律第百十三号)第五十三条の規
定により適用する預金保険法(昭和四十六年法律
第三十四号)第三十六条第二項及び株式会社東日
本大震災事業者再生支援機構法第五十三条の規定
により読み替えて適用する預金保険法第四十四条
の規定に基づき、株式会社東日本大震災事業者再
生支援機構法第八章に規定する預金保険機構の業
務の特例等に関する命令を次のように定める。

(業務の特例に係る業務方法書の記載事項)

第一条 預金保険機構(以下「機構」という。)

が株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法
(以下「法」という。)第四十七条第一項各号に
掲げる業務を行う場合には、預金保険法第三十
六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定
める事項は、預金保険法施行規則(昭和四十六
年大蔵省令第二十八号)第一条の二各号に掲げ
る事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 法第四十七条第一項第一号の規定による株
式会社東日本大震災事業者再生支援機構への
出資に関する事項

二 その他法第四十七条第一項各号に掲げる業
務の方法に関する事項

(区分経理)

第二条 機構は、東日本大震災事業者再生支援勘

定(法第四十八条に規定する東日本大震災事業
者再生支援勘定をいう。以下同じ。)において
整理すべき事項がその他の勘定において整理す
べき事項と共通の事項であるため、東日本大震
災事業者再生支援勘定に係る部分を区分して整
理することが困難なときは、当該事項について
は、機構が金融庁長官及び財務大臣の承認を受
けて定める基準に従って、事業年度の期間中一
括して整理し、当該事業年度の末日(東日本大
震災事業者再生支援勘定の廃止の日の属する事
業年度にあつては、その廃止の日)現在におい
て各勘定に配分することにより整理することが
できる。

2 機構が、法第四十七条第一項各号に掲げる業

務を行う場合には、預金保険法施行規則第三
条中「及び危機対応勘定(法第二百二十一条第一
項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。)
とあるのは、「危機対応勘定(法第二百二十一

第一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同
じ。)及び東日本大震災事業者再生支援勘定
(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法
(平成二十三年法律第百十三号)第四十八条に
規定する東日本大震災事業者再生支援勘定をい
う。以下同じ。)」と、同令第六条中「及び危機
対応勘定」とあるのは、「危機対応勘定及び東
日本大震災事業者再生支援勘定」とする。

(利益及び損失の処理)

第三条 機構は、東日本大震災事業者再生支援勘

定において、毎事業年度の損益計算上利益を生
じたときは、前事業年度から繰り越した損失を
埋め、なお残余があるときは、その残余の額
は、積立金として整理しなければならない。

2

機構は、東日本大震災事業者再生支援勘定に
おいて、毎事業年度の損益計算上損失を生じた
ときは、前項の規定による積立金を減額して整
理し、なお不足があるときは、その不足額は、
繰越欠損金として整理しなければならない。

附 則

この命令は、公布の日から施行する。